なお、MFGSgp91希釈溶液又はMFGSgp91溶液若しくはその冷凍品を、開放系区間を通って他のＰ２レベル区域に運搬する必要がある場合には、二重に密封した容器に入れて運搬する。

⑶　MFGSgp91溶液若しくはMFGSgp91希釈溶液又はMFGSgp91導入細胞を廃棄する際には、滅菌操作を行った後、国立成育医療研究センターで定められた感染性廃棄物処理規程（以下「感染性廃棄物処理規程」という。）に従い廃棄する。

⑷　被験者に対するMFGSgp91導入細胞の投与は、環境中への拡散防止措置を適切に執った細胞治療室（以下「細胞治療室」という。）内で輸注により行う。

なお、投与時にMFGSgp91導入細胞に直接接触した注射針、注射器又はチューブ等の器具類は使い捨てとし、細胞治療室内で適切に滅菌操作を実施した後、感染性廃棄物処理規程に従い廃棄する。

⑸　投与後３日まで、被験者を細胞治療室内の個室で管理する。検査等の理由で被験者が一時的に細胞治療室から外の開放区域に出る場合には、採血や排泄等を最小限に留め、マスク及びガウン着用等のウイルス漏出予防措置を義務付ける。

⑹　細胞治療室における管理期間中の被験者の血液及び体液は、その都度適切に滅菌操作し、感染性廃棄物処理規程に従い廃棄する。また、被験者の尿及び糞便等の排泄物は、投与翌日以降に行われる被験者の血液を用いたＰＣＲ法（ポリメラーゼ連鎖反応法）にて自己増殖能を獲得した野生型レトロウイルス（以下「ＲＣＲ」という。）の存在が否定されるまで、細胞治療室内で適切に滅菌操作を行い、感染性廃棄物処理規程に従い廃棄する。

なお、臨床検体として使用する被験者の排泄物の取扱いは、MFGSgp91溶液、MFGSgp91希釈溶液及びMFGSgp91導入細胞の取扱いに準ずる。

⑺　細胞治療室における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具及び被験者の排泄物等に接触した器具は、細胞治療室内で適切に滅菌操作を実施した後、感染性廃棄物処理規程に従い廃棄又は細胞治療室内で十分に洗浄する。

⑻　細胞治療室における被験者の管理を解除する前に、被験者の血液細胞及び血漿中のＲＣＲが陰性であることを確認する。

なお、ＲＣＲが確認されたときは、細胞治療室における被験者の管理を継続する。

⑼　細胞治療室における被験者の管理を解除した後に、被験者の血液細胞又は血漿からＲＣＲが検出された場合には、直ちに被験者を細胞治療室における管理下に移し、上記⑸から⑻までと同様の措置を執る。

○農林水産省告示第千六百十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第二項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項第一号の異性化糖平均供給価格及び同法第九条第二項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第二項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格、同法第九条第二項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第二項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を、同法第十二条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十四年六月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四八、六五〇円
　適用期間　平成二十四年七月一日から九月三十日まで
二　農林水産大臣の定める額　零
　適用期間　平成二十四年七月一日から九月三十日まで
三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一〇、六〇七円（うち消費税額及び地方消費税額分五、一二六円）
　適用期間　平成二十四年七月一日から九月三十日まで
四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一一、八一一円（うち消費税額及び地方消費税額分五、八〇一円）
　適用期間　平成二十四年七月一日から九月三十日まで
五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五八、四八〇円
　適用期間　平成二十四年七月一日から九月三十日まで

○国土交通省環境省経済産業省告示第三十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年五月十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年六月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―717	Nilfisk―Advance　ＳR1900	ニルフィスクアドバンス株式会社	神奈川県横浜市港北区北新横浜一丁目６番６

○国土交通省環境省経済産業省告示第三十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年五月十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年六月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―718	ＡＵＳＡ　Ｃ250Ｈ×４	株式会社ノースウエスト	長野県松本市波田6526番地３

○国土交通省環境省経済産業省告示第三十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年五月十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年六月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志